

議案第15号

守谷市都市計画事業基金条例

守谷市都市計画事業基金条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案決

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 15号 | 1  |

## 守谷市都市計画事業基金条例

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づいて行う土地区画整理事業（以下「事業」という。）の円滑な推進を図るため、守谷市都市計画事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金は、各年度における都市計画税の収入額から、その年度における事業に要した費用を差し引いて残額が生じた場合に積み立てるものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、事業の経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 15号 | 2  |

## 提案理由（議案第15号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、都市計画事業及び土地区画整理事業の円滑な推進を図るため、守谷市都市計画事業基金条例を制定するものです。

主な内容としましては、毎年度の都市計画税の収入額から都市計画事業費を差し引いて残金が生じた場合、その額を積み立てるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 15号 | 3  |